

めざします企業の繁栄と社会への貢献

# ほづじん 新津



「山麓冬陽」

落合昭二（五泉支部）

## 法人会は異業種交流のパイオニアです。

### 目次

2 P	年頭あいさつ
3 P	秋の特別講演会
	H 27年度税制改正要望
4・5 P	税務情報だより
6 P	監督署だより
7 P	職安だより
8 P	会員ゴルフ大会
9 P	青年部・女性部コーナー
	青年部創立二十周年記念式典
10 P	支部だより
11 P	社会貢献活動講演会予告
	古切手・古タオル
	回収協力企業名

#### ◇発行所

公益社団法人 新津法人会  
 〒九五六―〇八六四  
 新潟市秋葉区新津本町三丁目一の七  
 新津商工会議所内  
 TEL〇二五〇(二三)三四八八

#### ◇発行人

税制・広報委員長  
 木村 藤雄

新津支部（新津商工会議所内）  
 ☎二三―三四八八

五泉支部（五泉商工会議所内）  
 ☎四三―五五五一

村松支部（村松商工会内）  
 ☎五八―二二〇一

小須戸支部（小須戸商工会内）  
 ☎三八―二五六〇

東蒲支部（津川商工会内）  
 ☎九二―二四九四



新津税務署長

宮下 吉輝

新年明けましておめでとございます。

公益社団法人新津法人会会員の皆様方におかれましては、お健やかに新年をお迎えのことと、心からお慶び申し上げます。

旧年中は、春日会長はじめ役員、会員の皆様には税務行政に對しまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

貴会におかれましては、納税道義の高揚と正しい税知識の普及をスローガンに、良き経営者を目指す団体として、高い志を持ち地域に密着した社会貢献活動を積極的に展開されておられます。

振り返りますと、昨年十一月には「消費税期限内完納宣言」をされ、滞納の未然防止策を講じていただいたこと、租税教室の開催など租税教育活動を実施していただいたこと、e-Tax

の更なる普及のため全会員に利用拡大の勧奨をしていただいたことのほか、税を考える週間特別講演会や青年部二十周年の記念式典ほか多数の講演会や研修会を開催されるなど、数限りない公益活動を活発に行っていただき、地域社会に貢献されてきました。

私どもといたしましては、このような活動に心より敬意を表しますとともに、これからもさらに魅力ある法人会活動に取り組まれることを、ご期待申し上げます。

さて、最近の税務を取り巻く環境は、少子高齢化の進展や経済取引の複雑化などにより大きく変化しております。昨年の四月からは、消費税が八%に引き上げとなり、年末には一年を象徴する言葉として「税」が今年の漢字に選ばれました。本年一月には相続税の基礎控除が引き下げとなつたほか、税率構造も見直しされ、更には新しい制度として、社会保障・納税者番号制度が導入される予定となっております。

税の執行に携わる私どももいたしましては、このような環境の変化に的確に対応しながら、より一層税務行政の透明性を確保し、説明責任を的確に果たしつつ法令に定められた手続きを遵守し、「適正かつ公平な課税

の実現」と期限内納税の確保「滞納の未然防止」を図ることにより、皆様方のご理解と信頼を得られますよう努めていく所存でございます。

このため、これまで以上に法人会の皆様方との連携・協調を図ってまいりたいと考えておりますので、今後とも税務の良き理解者としてご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

ところで、まもなく平成二十六年分の所得税及び消費税の確定申告が始まります。国税庁ホームページでは「確定申告書作成コーナー」を設けており、パソコン画面の指示に従って入力すれば比較的簡単に確定申告書が作成できる上、添付書類の提出を省略できることや還付金を受け取るまでの期間が短縮されることなどのメリットが多くあります。会員企業の役員・従業員はもとより、取引先にもe-Tax利用の勧奨をしていただきますようお願いいたします。



結びにあたり、この新しい年が公益社団法人新津法人会の益々のご発展と、会員の皆様のご繁栄の年となりますよう心からご祈念申し上げます。私の年頭の挨拶とさせていただきます。



関東信越税理士会

新津支部長

杉本 孝子

新年明けましておめでとございます。

新津法人会の会員の皆様にはご健勝にて、新年をお迎えのこととお喜び申し上げます。

昨年を振り返りますと、平成二十六年四月に消費税が十七年ぶりに八パーセントに引き上げられたことを反映し、世相を一文で表す師走恒例の「今年の漢字」が、「税」に決まりました。売上金額の集計、請求書や帳簿作成等作業が増え苦労されたことでしょうか。

日銀新潟支店は県内の景気は着実に回復に向かっているとの発表があり、消費税値上げ前の駆け込み需要で元氣を取り戻したもののその後の買え控えによる低迷により、中小企業にあっては浮き沈みの激しい変化の波を受ける厳しい年となりました。消費税十パーセントへの増税は二十九年四月まで一年半延期となりますが、この流れをいい経験とし次回も上手に乗りきりたいものです。

年が明け二十七年は羊年で

**表紙掲載絵画作者紹介**  
**「山麗冬陽」**  
**落合 昭二 様**  
 五泉市南本町

- ・五泉市文化協会 副会長
- ・五泉市美術展覧会(市展)実行副委員長
- ・五泉市洋画グループ 雄美会会員

す。羊の瞳は横長なので視野が広く、外敵をいち早くみつけれれる動物だそうです。又、未年は干支でいうと八番目。どんな波が何時、どの方向から来るのか先が見えず舵とりが難しいですが、未広りの明るい年にきつとなると思います。

相続税をはじめとして本年も様々な税制改正が行われ、マイナンバー制度の導入による個人番号・法人番号が平成二十七年十月より通知されます。様々な変化に對して、税理士会は的確なアドバイスをしてまいります。ぜひ、声をかけていただきます。

新たな年が新津法人会及び会員の皆様にとって大きな発展の年となりますように、祈念申し上げます。

秋の特別講演会

「朝鮮半島情勢と日本の防衛」

公益社団法人新津法人会では恒例行事として、「秋の特別講演会」を十一月十四日(金)新津・新森に於いて開催いたしました。

例年「税を考える週間」行事の一環として開催するもので、この度は拓殖大学院特任教授・武貞秀士先生をお招きしご講演頂きました。

講師は慶応義塾大学大学院博士課程修了後、防衛省防衛研究所に教官として三十六年間勤務し、朝鮮半島研究と国際交流を担当され、一九七九年韓国延世大学韓国語学堂卒業、米スタンフォード大学、ジョージワシントン大学に客員研究員として滞在。一九九一年から一年間、国際交流基金(東京)のプロジェクトで、韓国中央大学国際関係学部教授。二〇一一年、統括研究官として防衛省を退職。

二〇一一年六月から二〇一三年二月まで、韓国仁川市にある延世大学国際学部教授を務めた。

二〇一四年より現拓殖大学大学院特任教授として講義を担当している。

このように朝鮮半島情勢を一筋でご活躍されておられます武貞秀士先生はテレビ出演も「新報道2001」「報道ステーション」「日曜討論」等々幅広く出演され、尚著書では「韓国はどれほど日本が嫌いか」「金正恩の北朝鮮独裁の深層」「北朝鮮深層分析」等々数多く執筆され北朝鮮情勢の第一人者でおられます。

誠に時局柄時宜を得たご講演を、独特な切れ味のもとに、テレビでは報道できない朝鮮半島情勢の政治、経済のウラ・オモテを歯に衣着せぬ口調で終始聴衆を魅了し、極めて有意義の中に終了いたしました。

尚、当日は役員功労者表彰状伝達式を挙行し、次の方々が授賞されました。

◎全国法人会総連合会長表彰

甲田 耕祿 氏(理事) 新津

◎新潟県法人会連合会長表彰

吉田 健治 氏(理事) 新津  
時田 三紀 氏(理事) 新津



春日会長



表彰状伝達式



消費税期限内完納宣言



特別講演 武貞 秀士 氏

「平成27年度 税制改正提言事項」の要望活動

伊藤勝美 五泉市長・林 茂 五泉市議会議長へ提出

この提言は、全法連が各法人会の要望事項を県連単位で集約し、税制委員会で検討し取りまとめ、県連理事会の承認を経てまとめあげられたものです。

新津法人会では、平成26年11月4日(火)春日忠男会長・木村藤雄税制委員長(副会長)・吉田和久(副会長)・桐生三男(専務理事)で五泉市長・五泉市議会議長を訪れ「平成27年度税制改正に関する提言」並びにこれに伴う「解説書」を手渡し、併せて主旨並びに法人会活動の理解をお伝えしてきました。



平成二十七年  
税制改正に関する  
スローガン

○まだ道半ば。

国・地方とも聖域なき

行財政改革の推進を!

○厳しい経営実態を踏まえ、

中小企業の活性化を図る税制を!

○法人の実効税率を二〇%台に引き下げ、

軽減税率も十五%の本則化とする

見直しを!

○本格的な事業承継税制を確立し、

地域経済を支える中小企業に

配慮を!

消費税期限内完納推進宣言

公益社団法人新津法人会は、設立以来、税務当局との相互信頼により、税務行政の円滑な運営に協力し、申告納税制度に寄与するという事業目的に基づき、納税意識の高揚のための各種活動に取り組んできました。この度の税制改正が行われたことを踏まえ、当会は消費税の期限内完納を推進し、更なる納税意識の高揚を図るための活動に積極的に取り組むことをここに宣言します

平成26年11月14日

公益社団法人 新津法人会  
会長 春日 忠男

# 新津税務署から確定申告のお知らせ

## 確定申告書は自宅で作成できます！

確定申告期間中(2/16~3/16)は、確定申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくこととなります。

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、**ご自宅**で確定申告書等が作成できます。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

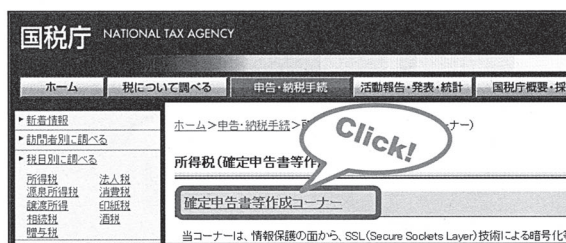
[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)

国税庁

検索

※ご案内の画面は平成25年分の「確定申告書等作成コーナー」を使用しているため、変更になる場合があります。

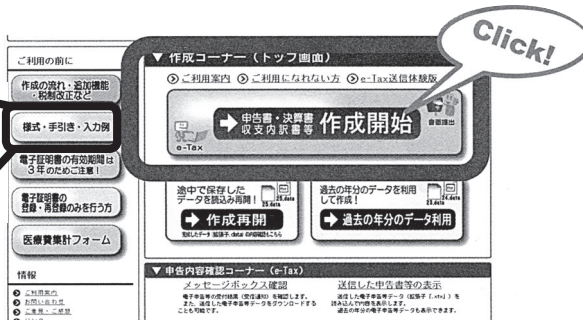
### 1 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を選択します



### 2 「作成開始」を選択します

#### ポイント

「様式・手引き・入力例」には、給与所得の入力編や、医療費控除の入力編など、様々な入力例がありますのでご覧ください。



### 3 提出方法を選択します



申告書等の提出方法を選択してください。

印刷して書面で提出する場合は、右の「書面提出」をクリックしてください。

e-Taxで送信する場合は左の「e-Tax」をクリックしてください。

e-Taxの利用に際しては、電子証明書の取得(手数料が必要です)、ICカードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。

### 4 書面での出力し、管轄の税務署へ郵送等でご提出ください

※ プリンタがない場合でも、PDFファイルで保存すればコンビニ等で出力可能です(プリント代がかかります)。

※ e-Taxや確定申告書等作成コーナー等のパソコン操作に関するお問合せは、e-Tax・作成コーナーヘルプデスク(☎0570-01-5901)へお問い合わせください。

#### 【受付時間】

平成27年1月中旬~3月16日(月)は → 9時~20時、左記以外の期間は → 9時~17時(土、日、祝日等及び12月29日~1月3日はご利用になれません。※受付時間は変更になる場合があります。)